

F-15 戦闘機の墜落事故に対する抗議決議

去る6月11日、午前6時25分ごろ、那覇市の南約80キロの海上で、米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機1機が墜落する事故が発生した。

日本復帰後に県内で起こった米軍機の墜落事故は49件で、その中でもF-15戦闘機の墜落が最も多く、1979年に配備されて以降、10件11機にも上る。

F-15戦闘機は普天間基地所属ではないものの、連日、宜野湾市の上空を深夜まで飛行しており、騒音被害は後を絶たない。また、今回は那覇市の南約80キロの沖合に墜落したが、F-15戦闘機はわずか2分でその距離を飛行できるとも言われており、一步間違えば住宅地に墜落していたかもしれない事態は、市民に大きな不安と恐怖を与えるもので到底看過できるものではない。

沖縄県内での訓練は日本側に通報されることもなく、米軍は何ら制限を受けずにやりたい放題で訓練を続けている。本市議会としても事故が起こるたびに飛行停止や再発防止策の徹底など、強く抗議しているにもかかわらず、改善するどころか悪化の一途をたどっている。

市民・県民の尊い命が危険にさらされている中、その不安や恐怖を解消することよりも米軍の訓練を優先させる米軍及び日本政府の姿勢に激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回のF-15戦闘機の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに、全米軍機の飛行中止を強く要求する。

平成30年6月25日

沖縄県宜野湾市議会